

津市消防職員委員会運営要綱

平成 18 年 1 月 1 日消防本部訓第 4 号

改正 平成 22 年 5 月 24 日消防本部訓第 23 号

平成 31 年 3 月 29 日消防本部訓第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市消防職員委員会に関する規則（平成 18 年津市規則第 218 号。以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の指名)

第 2 条 委員長は、規則第 2 条に規定する職員のうちから、消防長が指名する。

(委員及び意見取りまとめ者の推薦)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項後段に規定する消防職員（以下「職員」という。）による委員及び規則第 7 条第 1 項に規定する職員による意見取りまとめ者の推薦は、次に掲げるいずれかの方法によるものとし、推薦のための立候補、推薦を得るための運動行為、職員による選挙投票等は、これを行ってはならない。

(1) 組織区分ごとに当該組織区分に所属する職員の話合いにより委員及び意見取りまとめ者として推薦される職員を決定する方法

(2) 組織区分ごとに当該組織区分に所属する職員の話し合いにより委員及び意見取りまとめ者の推薦を行う職員（以下「推薦人」という。）を選任し、その推薦人が話し合いにより委員及び意見取りまとめ者を決定する方法

2 各組織区分で委員及び意見取りまとめ者に推薦された職員は、推薦結果報告書（第 1 号様式）により、委員会の庶務を処理する消防総務課（以下「事務局」という。）を経由して消防長に報告するものとする。

(委員及び意見取りまとめ者の指名)

第 4 条 消防長は、前条第 2 項の報告を受け、委員及び意見取りまとめ者の指名を行うものとする。ただし、推薦された者が健康上その任に耐えられない場合又は推薦された者を指名することが適当でないと認められる事情がある場合は、当該推薦された者を委員又は意見取りまとめ者に指名しないことが

できる。この場合において、消防長は、当該職員を推薦した組織区分の職員に対して、再度委員又は意見取りまとめ者の推薦を求めなければならない。

（職員の意見の提出）

第5条 規則第8条第1項の規定による意見の提出は、事務局を経由してこれを行うものとする。この場合において、2人以上の職員の連名をもって提出することを妨げない。

2 規則第9条第4項に規定する消防長が定める期日は、委員会開催日の5週間前から1週間とする。

（意見取りまとめ者の意見）

第6条 規則第8条第2項に規定する意見取りまとめ者が委員会制度に関し述べることができる意見は、次のとおりとする。

- (1) 意見の募集方法に関する事。
- (2) 意見の提出に関する事。
- (3) 委員会の開催時期等に関する事。
- (4) 審議概要の周知方法に関する事。

（意見の提出期間）

第7条 組織区分に所属する職員が意見取りまとめ者を經由して意見を提出する場合は、当該意見取りまとめ者に委員会開催日の6週間前から1週間の期間内に提出するものとする。

（委員会による意見の確認等）

第8条 委員会は、職員から提出された意見についてその趣旨を確認する必要があるときは、事務局を通じて当該職員に問い合わせることができる。

2 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、事務局に対して資料の提出を求めることができる。

（意見の整理及び集約等）

第9条 事務局は、職員から提出された意見を消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第17条第1項各号に定める区分に整理し、及び集約するとともに、意見受付簿（第2号様式）に記載し、審議に必要な資料を添付して委員会に提出しなければならない。この場合において、提出者の氏名は、削除するものとする。

2 事務局は、職員から提出された意見が法第17条第1項各号に定める事項に該当しない場合は、当該意見を提出した職員に対してその旨を通知しなければならない。

(委員会の会議招集等)

第10条 委員会の会議の招集は、開催通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 委員会の会議は、委任状による委員の出席及び代理出席を認めないものとする。

3 委員長は、事務局の職員に委員会の会議の議事録を作成させ、これを保存するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 委員及び意見取りまとめ者は、プライバシー保護の観点から委員会へ意見を提出したこと、委員会の会議で発言した内容等について職員の氏名等については、公表しないものとする。

(委員会の意見)

第12条 規則第10条に規定する消防長の定める区分は、次のとおりとする。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行どおりでよい。

2 規則第10条の規定による審議の結果の提出は、意見書（第4号様式）によりこれを行うものとする。

(消防長の処置等)

第13条 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めなければならない。

2 消防長は、規則第10条の規定による審議の結果等の提出があったときは、意見に対する措置（第5号様式）により委員会の意見及び消防長の措置の結果の要旨を職員に周知しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年5月24日消防本部訓第23号）

この訓は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日消防本部訓第1号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

推 薦 結 果 報 告 書

年 月 日

（宛先）消防長

報告者 （氏 名） ㊟

私は、 年度消防職員委員会の委員・意見取りまとめ者に推薦されましたので津市消防職員委員会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

1 組 織 区 分

2 推 薦 年 月 日

第2号様式（第9条関係）

意 見 受 付 簿

[illegible]

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

開 催 通 知 書

年 月 日

消防職員委員会

委員 （氏 名）

消防職員委員会

委員長 （氏 名） 印

委員会を次のとおり開催しますので、出席をお願いします。

開催日時		開催場所	
審議時間			
意 見	意 見 の 概 要		

第 4 号様式（第 1 2.条関係）

意 見 書

年 月 日

津市消防長 様

消防職員委員会

委員長 （氏 名） ⑩

消防職員委員会の会議結果に基づき、次のとおり意見を申し上げます。

			整理番号	
開催日時		開催場所		
意 見				
区分	☐ 実施することが適当である。 ☐ 諸課題を検討する必要がある。 ☐ 実施は困難と考える。 ☐ 現行どおりでよい。			
意 見 の 概 要				

備考 必要な資料があれば添付すること。

第 5 号様式（第 1 3 条関係）

意 見 に 対 す る 処 置

年 月 日

消防職員 各位

津市消防長 （氏 名） 印

年 月 日付けで消防職員委員会から提出された意見に対する処置は、
次のとおりである。

意 見 の 概 要	処 置